

模擬国連会議

第31回九州サマーセッション大会大会規約

(事業及び事業者の名称)

第1条

本事業を、模擬国連会議九州サマーセッション大会(以下、本大会)と称する。

第2条

本大会は、模擬国連会議九州サマーセッション大会運営事務局(以下、事務局)が運営することとする。

(代表者及び会計担当者)

第3条

代表者及び会計担当者は以下の通りである。

代表者：山佐 茉由

会計担当者：山内 一加

(申し込み資格)

第4条

本大会への参加の申し込みは、以下の要件を全て満たす者のみ、受け付ける。

一 高校生、大学生、大学院生あるいはそれに準ずる者並びに日本模擬国連に所属経験のある者

二 本規約並びに、本大会の募集要項その他事務局が定める規約等を読み、承諾したものの

(申し込み)

第5条

参加の申し込みは、本規約のほか、事務局が募集要項等によって別に定める方法によって受け付ける。ただし、申込内容が正確でない場合、当該申し込みはなかったものとみなす。

第6条

1 参加申込は原則として先着順により受け付ける。ただし、日本模擬国連に所属しない希望者の申込数が一定数を超えた場合、事務局の裁量により、日本模擬国連所属者を優先して参加を認める場合がある。

2 上記の措置は、事前の予告なく適用される場合があり、当該調整の有無や内容に関する問い合わせには応じない。

第7条 前条に定める以外の方法による申し込みは認めない。

第8条 申し込みの効力については民法93条から126条までの規定を準用する。

第9条 特定の会議や国への応募が集中したことにより、希望と異なる会議や国が割り振られたことへの異議申し立ては認めない。

(申し込みの期間)

第10条 本大会への参加の申し込み期間は、事務局が別に定める。ただし、本項の規定は事務局が必要に応じて募集期間の延長・変更・追加を行うことを妨げない。

(支払方法)

第11条

- 1 本大会への参加料の支払いは、事務局が別に定める方法で行う。
- 2 振込人氏名を入力せずに行われた支払いは、支払いがなかったものとみなし、返金しない。

(手数料の扱い)

第12条 支払に伴う手数料は参加者の負担とする。

(支払先)

第13条 参加者は、別に事務局が定める払込先に振り込む。

(支払期限)

第14条 入金の特定期限は本大会の募集要項において定める支払期限（以下、所定の期限）とする。

(連絡先)

第15条 支払に関する連絡は事務局が別に定める連絡手段にて行う。

(参加資格の喪失)

第16条 所定の期限内に支払いがなく、連絡がないなど、支払意思がないと事務局が判断した者はキャンセルとみなし、かつ議場への入室を禁じる。

(キャンセル)

第17条 キャンセルは必ず事務局が別に定める連絡手段によってのみ受け付けることとする。

(参加拒絶)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、本大会への参加を認めない。

一 事務局の許可なしに、ネットワークビジネス・商品販売・宗教活動・その他イベント等の宣伝・勧誘行為を行った者、またそれを目的として参加する者

二 過去に重大な非違行為を行ったと認められる者

三 過去の日本模擬国連が主催する全国大会において、参加費の未納があり、且つ未だ参加費を払っていない者

四 その他事務局が不適切であると判断した者

第19条 次年度以降、模擬国連会議九州サマーセッション大会が開催された時、本大会において参加費を未納した者の参加は認めない。

(著作権の帰属)

第20条 本大会に関連して事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物に関する著作権は事務局または権利者に帰属する。

(無断複製・第三者への譲渡の禁止)

第21条 本大会に関連し事務局及び本大会運営関係者が提供する一切の著作物の自己使用目的以外での、無断複製ならびに使用を禁ずる。

(免責)

第22条

1 事務局あるいは大会運営者によるものを除く、一切の傷病・携行品の紛失・事故・怪我・急病・被害に関して、事務局は責任を負わない。

2 参加者間でのトラブルに関し、事務局は一切関知しない。

(大会の中止及び延期)

第23条 プログラムの遂行に影響がある災害等が発生した場合、あるいは、事務局が本大会の実施が不可能であると判断した場合には、本大会を中止、または開催を延期する。

(不可抗力)

第24条 前条の規定、あるいは、一部の地域で発生した災害などにより、参加が困難になった場合を含む不可抗力による大会の中止、開始の遅延の場合に事務局は一切の責任を負わない。

(個人情報利用)

第25条 事務局が収集する個人情報については事務局が別に定めるプライバシーポリシーに従い取り扱う。

(準拠法)

第26条 本規約はすべて日本国における現行法に従い処理する。

(事務局の判断)

第27条 その他本規約に定めがない事項については、事務局の判断に従うこととする。

(規約の変更)

第28条

1 当規約は参加者の許諾なく変更できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、参加者は当該変更後の規約がウェブサイト上で公開されていなかったことを以って対抗できるものとする。

(分離条項)

第29条

1 いかなる管轄の法律の下で、本規約のいずれかの条項が違法、無効又は矯正不可能とされたとしても、他の管轄の法律の下ではその適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響をも及ぼさず、また他の条項の適法性、有効性又は強制可能性に何らの影響も及ぼさない。

2 前項の適用が行われた場合、事務局は、必要な修正に合意するために直ちに協議する。

(協議条項)

第30条 本規約に定めのない事項又は本規約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、誠意をもって協議の上、取り決めるものとする。

(裁判管轄)

第31条 本規約に関連して生じる一切の紛争は大分地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする。

附則 この規約は、令和7年6月3日から施行する。